

第6章 職員団体

管理職員等の範囲を定める規則

平成17年9月30日

公平委規則第2号

改正 平成18年11月2日公平委規則第1号 平成20年4月1日公平委規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則（平成9年浜田地区広域行政組合公平委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第2条 管理職員等は、次のとおりとする。

事務局長、課長、専門員（浜田市に派遣される職員においては、浜田市職員の職名に関する規則（平成17年浜田市規則第31号）第2条に規定する課長、苑長及び場長に限る。）

（組織の変更等についての通知）

第3条 管理者は、職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を公平委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年11月2日公平委規則第1号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日公平委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。